

報道関係各位

大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長 大野直竹
大阪市北区梅田 3-3-5

賃貸住宅・戸建住宅用の防火ドア・防火サッシにおける不適合施工について

弊社はこのたび、弊社工場（東北工場、栃木二宮工場、竜ヶ崎工場、新潟工場、三重工場）で生産した賃貸住宅・戸建住宅用の防火ドア・防火サッシ^{※1}の取り付け方法の一部が、国土交通大臣が認定した仕様に適合していないことを国土交通省に報告しました。

特定行政庁による調査の結果、東京都内（2棟）および群馬県、静岡県において建設した賃貸住宅・戸建住宅について、認定した内容に不適合であることが判明しました。

また、今回不適合が判明した建物と同様の不適合施工の賃貸住宅（1,193棟）・戸建住宅（11棟）の合計1,204棟（このうち住宅性能表示制度を利用した物件9棟^{※2}）があることを国土交通省へ報告しました。

今後弊社は、国土交通省ならびに特定行政庁の指導の下、改修工事を行います。

なお、弊社は不適合施工箇所について、第三者性のある性能評価機関で防火試験等を行った結果、建築基準法の定める必要な性能が確保されており、安全上支障がないことが確認されております。

このたびは、お客様ならびに関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

※1. 延焼のおそれのある部分の開口部に設置する一定の遮炎性能のある防火設備として、防火ドアメーカーまたは防火サッシメーカーが国土交通大臣による構造方法等の認定を受けて製造したもの。

※2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度を利用している住宅は、評価方法基準のうち、耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））の基準に不適合となります。

記

1. 不適合施工の内容

賃貸住宅・戸建住宅用の防火ドアおよび防火サッシについて、20分間の遮炎性能を有する防火設備としての国土交通大臣認定（認定番号：EB - 0865、EB - 0895、EB - 0927、EB - 1045、EB - 1069、EB - 0778、EB - 1277）の仕様に適合しない施工方法が5パターンありました。（別紙「本来の施工仕様と不適合施工仕様」をご参照ください）

（1）ねじの長さおよび径

防火ドアメーカーまたは防火サッシメーカー指定のねじ以外のねじ（長さが短いねじ・径が小さいねじ）で固定していたこと。

（2）ねじの種類

防火ドアメーカーまたは防火サッシメーカー指定のねじ（木ねじ）以外のねじ（ドリルねじ）で固定していたこと。

●パターンごとの不適合施工の内容（一覧表）

パターン	認定番号	部位	正	誤 (下線部分が誤りです)	ねじの不適合
					長さ・径・種類
パターン①	EB - 0865 EB - 0895	防火ドア	φ 3.8×38mm 以上 木ねじ	φ ^{※3} 3.8× <u>32mm</u> 木ねじ	ねじの長さが短い
パターン②	EB - 0865 EB - 0895	防火ドア	φ 3.8×32mm 以上 木ねじ	<u>φ 3.5</u> ×38mm 木ねじ	ねじの径が小さい
パターン③	EB - 0865 EB - 0895	防火ドア	φ 3.8×32mm 以上 木ねじ	φ 4×40mm <u>ドリルねじ</u>	ねじの種類が異なる
パターン④	EB - 0865 EB - 0895	防火ドア	φ 3.8×32mm 以上 木ねじ	φ 4.2× <u>30mm</u> <u>ドリルねじ</u>	ねじの種類が異なる ねじの長さが短い
	EB - 0927 EB - 1045 EB - 1069	防火ドア	φ 3.8×38mm 以上 木ねじ	φ 4.2× <u>30mm</u> <u>ドリルねじ</u>	
パターン⑤	EB - 0778 EB - 1277	防火サッシ	φ 4.2×30mm 以上 ドリルねじ	φ 4.2× <u>25mm</u> ドリルねじ	ねじの長さが短い

※3. φは直径のこと。

2. 不適合施工の建物の棟数

- ・対象物件 : 弊社の 5 工場（東北工場、栃木二宮工場、竜ヶ崎工場、新潟工場、三重工場）で生産され、20 都県（東京都・宮城・群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉・神奈川・新潟・長野・富山・石川・静岡・愛知・岐阜・三重・岡山・鳥取・広島・愛媛県）の事業所で施工し、お引き渡した賃貸住宅・戸建住宅の一部の物件
- ・対象期間 : 平成 25 年 6 月 13 日から平成 27 年 6 月 26 日に工場で生産された一部の物件
- ・該当棟数 : 合計 1,204 棟（このうち住宅性能表示制度を利用した物件 9 棟）
合計 1,204 棟の内訳：賃貸住宅 1,193 棟、戸建住宅 11 棟

3. 不適合施工に至った原因

弊社の防火ドアおよび防火サッシは、平成 25 年 6 月より順次、新製品への切り替えを行っていました。取り付けねじの仕様もこれに伴って変更しましたが、今回の不適合施工は、弊社工場内での取り付け作業において、施工方法の詳細に関する工場内の作業員への指示伝達が不十分であったために発生しました。

4. 建物の安全性について

弊社は、不適合施工の防火ドアおよび防火サッシについて、第三者性のある性能評価機関で防火試験等を行いました。その結果、建築基準法の求める必要な性能が確保されており、安全上支障がないことが確認されています。

5. 今後の対応について

弊社では、今回不適合施工の建物を所有されているオーナー様に対しては、個別にご説明申し上げるとともに、平成27年11月9日発送のダイレクトメールも送付させていただき、重ねてご連絡申し上げます。

今後弊社は特定行政庁の指導の下、不適合施工の建物1,204棟についてはお客様のご意向を踏まえて改修工事等を行い、是正いたします。

なお、不適合施工の防火ドアおよび防火サッシについては、建築基準法の求める必要な性能が確保されていることが確認されたことから、防火ドアメーカーまたは防火サッシメーカーの協力を得て、新たな国土交通大臣認定の取得を進めております。

弊社は、2014年12月16日に「戸建住宅・賃貸住宅用の防火シャッター雨戸における不適合施工について」をご報告させていただきました。これは施工現場において新製品を取り付ける工程で発生した不適合施工でした。その後、弊社では現場での施工管理方法について見直し、従来品から新製品への切り替えにおける情報伝達に重点を置き、再発防止策も進めていたところでした。

今回判明した「賃貸住宅・戸建住宅用の防火ドア・防火サッシにおける不適合施工」は、施工現場の工程ではなく、弊社工場生産ラインでの不適合施工という相違があるものの、前回同様に新製品への切り替えに伴って発生したものです。弊社は一連の不適合施工につきましては、工場生産と現場施工の両面の管理方法に不備があったと認識しております。

今後、このような事態が発生しないように、「防耐火認定違反再発防止委員会」を設置し、弊社における商品の開発から生産、施工、品質管理までの業務フローを全て見直し、再発防止に努めます。

このたびは、お客様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、このたびの不適合施工を厳粛に受け止め、「安全・安心」の住まいづくりに努めるとともに、全社をあげて信頼の回復に努めてまいります。

■お問い合わせ窓口

大和ハウス工業株式会社 防火ドア対策室

電話番号：フリーダイヤル 0120-220-112（受付時間：A.M9:00～P.M6:00 無休）

※平成27年12月26日から平成28年1月3日までお休みさせていただきます。

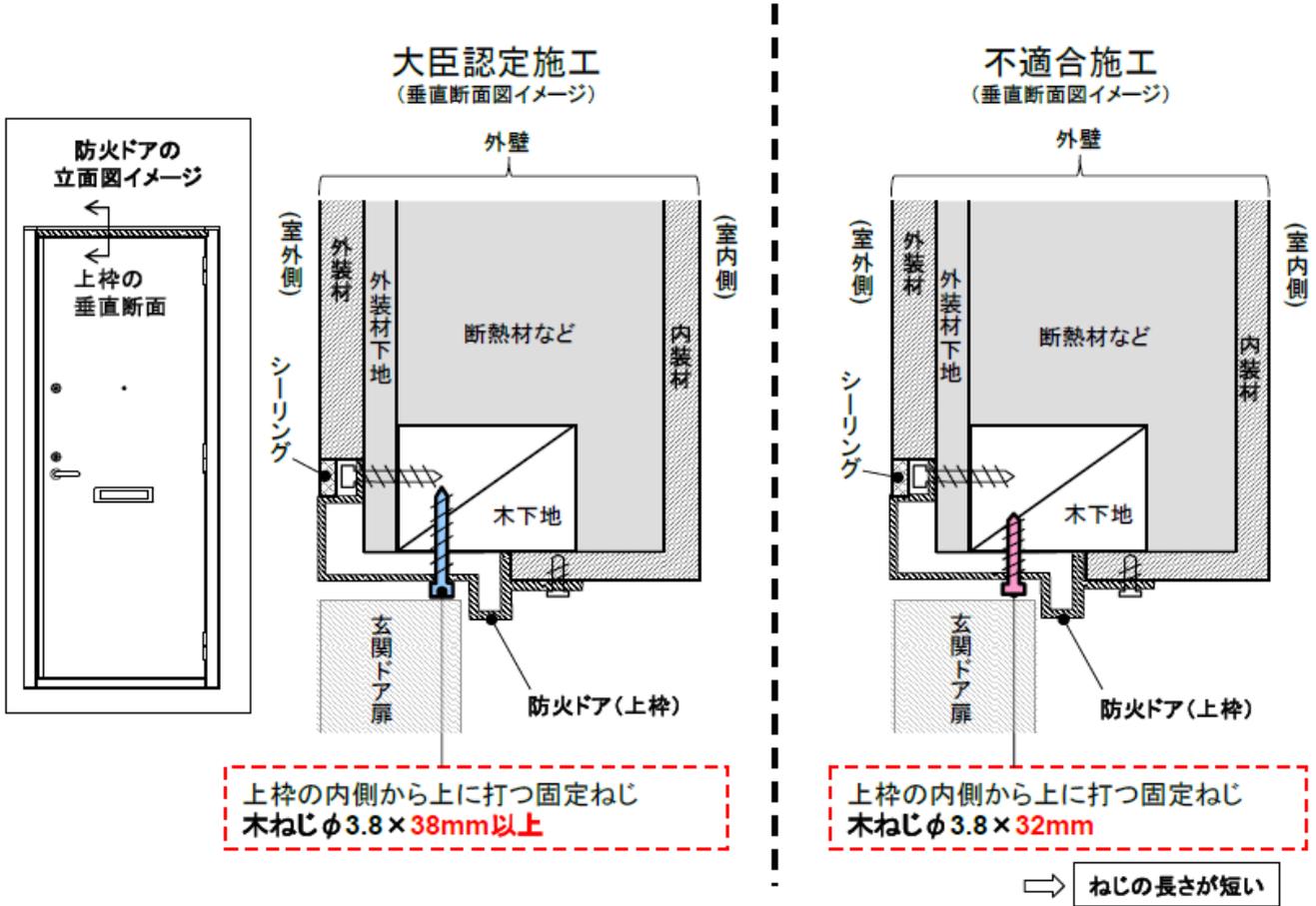
以 上

報道関係者のお問い合わせ先

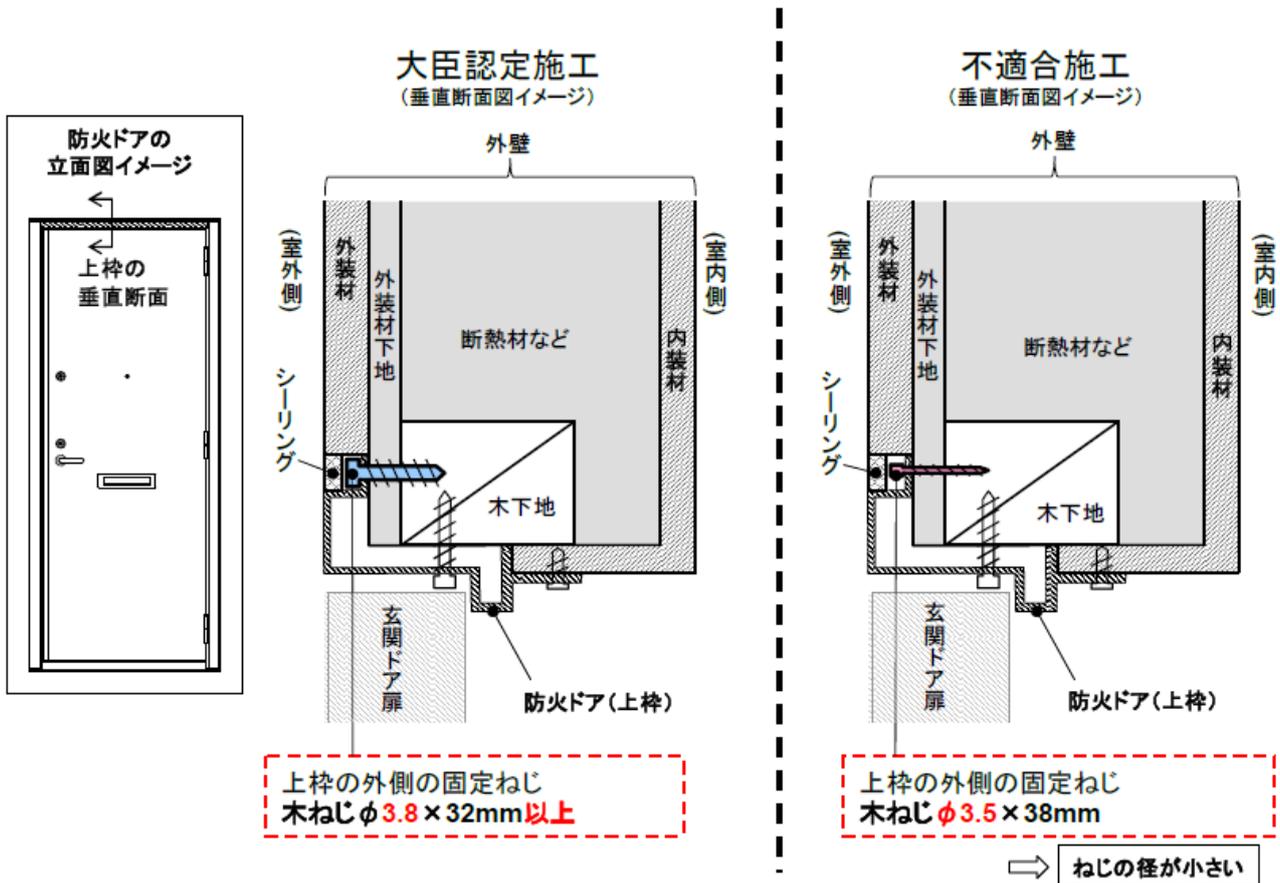
広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112

別紙「本来の施工仕様と不適合施工仕様」

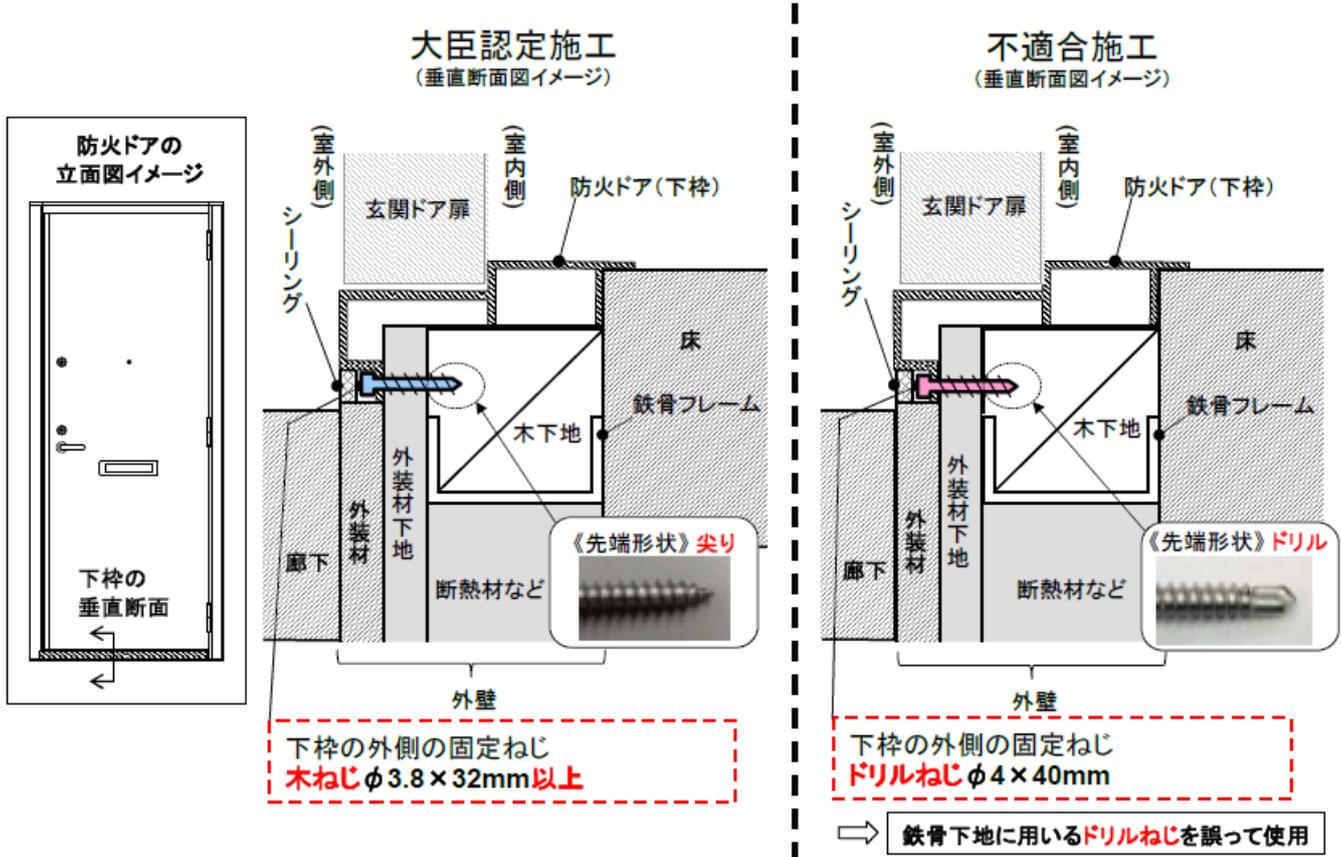
●不適合施工パターン① (EB - 0865、0895) : 防火ドア



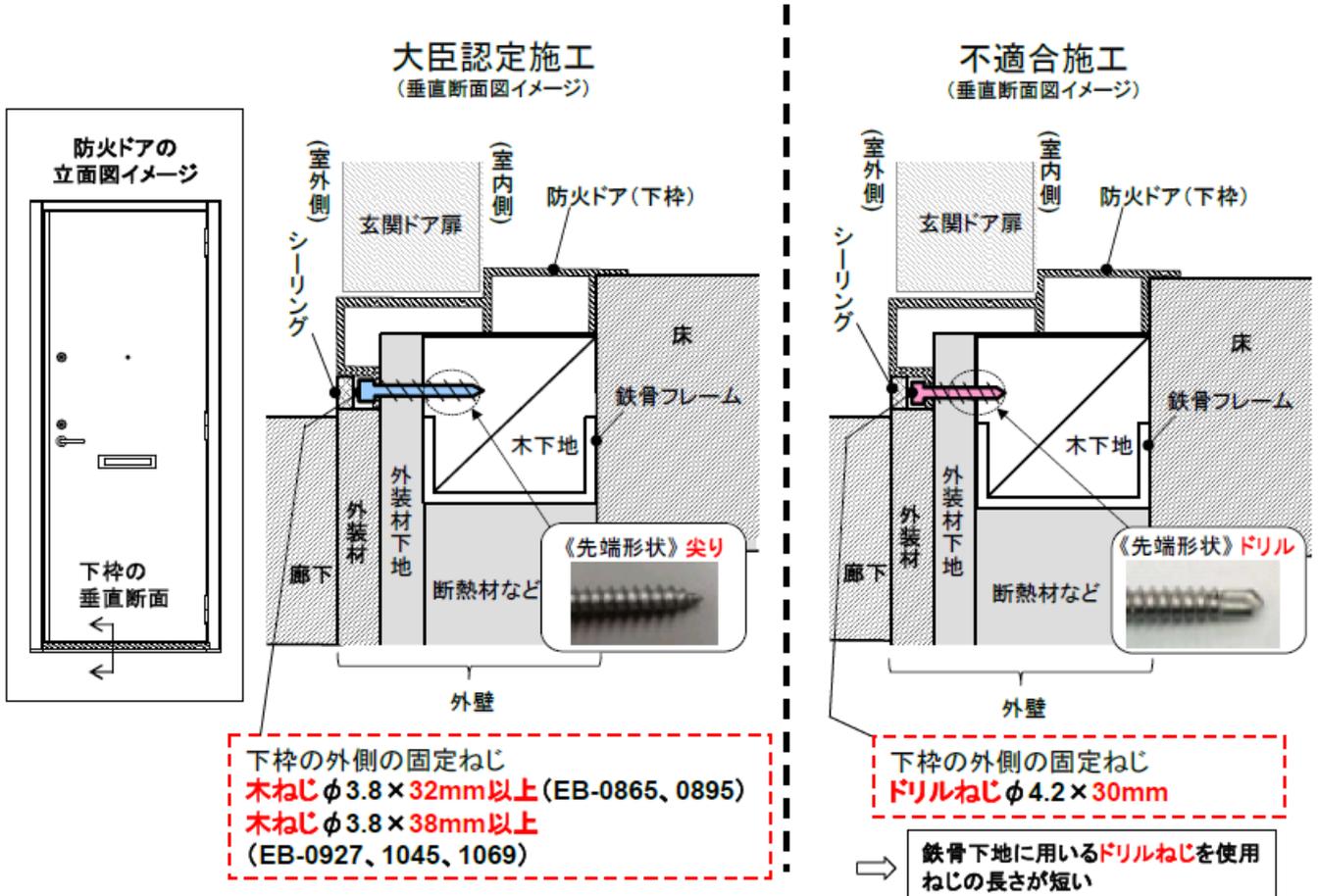
●不適合施工パターン② (EB - 0865、0895) : 防火ドア



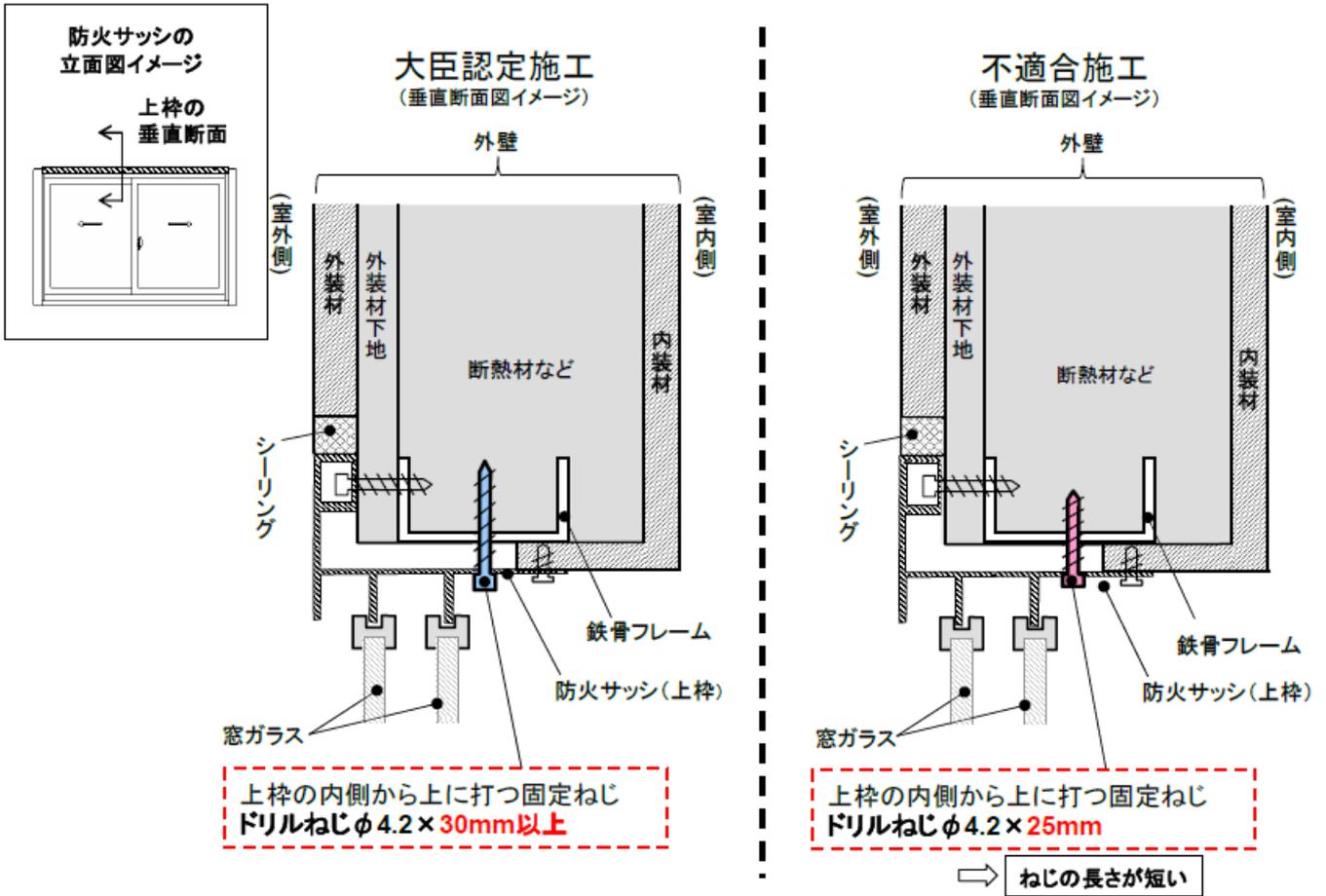
●不適合施工パターン③ (EB - 0865、0895) : 防火ドア



●不適合施工パターン④ (EB - 0865、0895、0927、1045、1069) : 防火ドア



●不適合施工パターン⑤-1 (EB - 0778、1277) : 防火サッシ



●不適合施工パターン⑤-2 (EB - 0778、1277) : 防火サッシ

